

# 只見町簡易水道事業 経営戦略

令和8年3月改定

福島県只見町

## 只見町 簡易水道 事業経営戦略

団 体 名 : 只見町

事 業 名 : 只見町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

供用開始年月日	昭和31年4月1日	計画給水人口	3,860 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用	現在給水人口	3,262 人
		有収水量密度	0.35 千m <sup>3</sup> /ha

## ② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 集水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	9	管 路 延 長	74 千m
	配水池設置数	8		
施 設 能 力	2,834m <sup>3</sup> /日		施 設 利 用 率	100 %

## ③ 料金

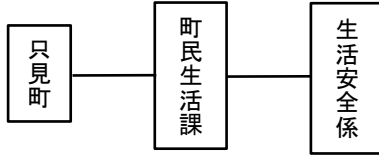
料金体系の 概要・考え方	法適用となった令和6年度の決算額を基準として、実質収支の赤字額の解消、5年後までの人口減少による水道料金収入の減、施設維持管理費の確保、5年後の物価上昇率を考慮した料金体系とするよう改定を行った。		
	料金体系は従量料金を採用し、併せてメーター使用料を賦課している。		
	種 別	基本料金 10m <sup>3</sup> (税込)	超過料金 (1m <sup>3</sup> ごと)
	計量制	1,700 円	10m <sup>3</sup> ~ 200 円
	(令和8年12月から)		
	メーター使用料 (1か月料金)	口径サイズ	料金
		13 mm	70 円
		20 mm	130 円
		25 mm	140 円
		30 mm	270 円
		40 mm	320 円
		50 mm	610 円
		75 mm	1,700 円
水道料金 = 基本料金 + 超過料金 + メーター使用料			
※参考 料金改定前の料金表( ~令和8年11月)			
料金種別	基本料金(税込)		超過料金 (10m <sup>3</sup> ごと)
	水量	料金(円)	
一 般	10m <sup>3</sup> まで	1,200 円	10m <sup>3</sup> ~ 150円
※資産維持費は令和6年度の水道料金収入の3%を見込み改定後の料金に計上している			
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	2026年 4月 1日		

④ 組織

只見町役場町民生活課内に生活安全係を設置し簡易水道事業及び農業集落排水事業を運営している。

(例)

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	生活安全係	合計
61歳～	人	人
51～60歳	人	人
41～50歳	2人	2人
31～40歳	1人	1人
～30歳	1人	1人
合計	4人	4人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ・電気契約の見直し(令和6年4月)
- ・故障発生時の通信手段の見直し(令和7年8月)
- ・配水管耐震化による漏水の減少(令和4年度～)
- ・使用料金の改定(令和2年4月及び令和8年4月)

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

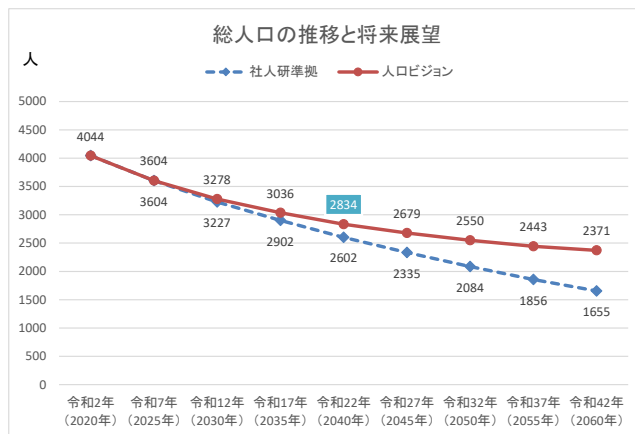
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経営の健全性については、令和2年9月に料金の改定(値上げ)を行ったが、依然として実質単年度収支において赤字が継続しており、将来的な経営ができなくなる見込みとなっている。また施設の老朽化においても進行しているため令和4年度から老朽配管の耐震化を行うため配水管の布設替えを実施し、耐震化を図ると共に漏水防止による経費節減に取り組んでいる。経営資金不足を解消するため令和8年度から財源不足、人口減少による料金収入の減、将来的な施設維持管理費、物価上昇率を見込んだ料金改定を行い健全な経営を図る。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

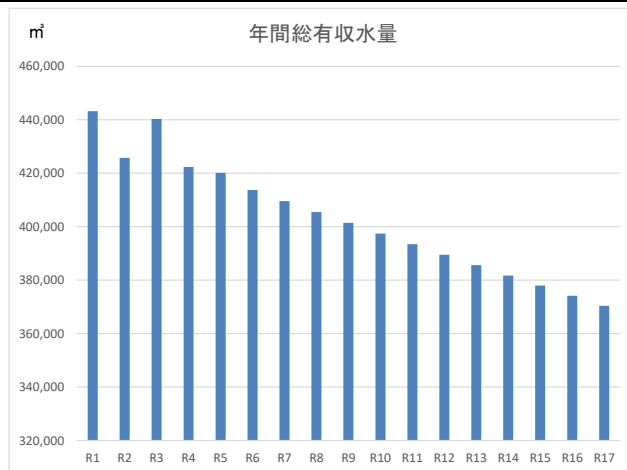
当町の人口については、全国の中山間の自治体と同様に減少を続けており、対策は講じているものの高齢者層が占める人口が多いため、人口減少を食い止めるのは困難な状況となっている。(以下図は令和7年度改訂の只見町人口ビジョンより抜粋)料金の改定には、より現実的な数値が求められることから過去5年間(令和2年から5年)の減少率を算出し、今後5年の人口減少による料金収入の減を見込み、料金水準の改定を実施した。



令和7年度改訂只見町人口ビジョンより抜粋

### (2) 水需要の予測

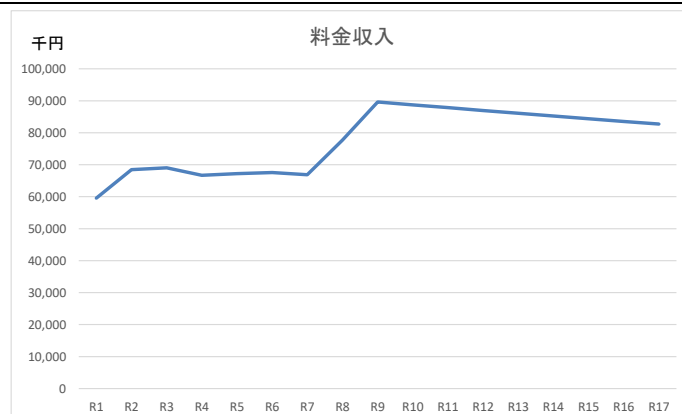
今後の水需要については、人口減少に伴い使用量も減少することを見込んでいる。使用水量の減による減収も令和8年4月改訂の料金体系に見込んでいる。



令和6年度までは実績、令和7年度以降は実績による減少率から算出

### (3) 料金収入の見通し

令和6年度から公営企業会計に切り替えを行い、同年度の決算状況を踏まえて、令和7年度に簡易水道事業運営審議会を開催し経営状況の確認と今後の料金等の改定を検討した。収益的収支では黒字となっているが資本的収支において企業債の償還金が増大しているため赤字となっている。会計収支としては赤字となっていることから現状の料金収入では経営が困難な状況であることが確認された。この経営資金不足を解消するため令和8年度から収支不足、人口減少による料金収入の減、将来的な施設維持管理費、物価上昇率を見込んだ料金改定を行い健全な経営を図ることとした。今回の改定により今後5年程度は維持管理経費や建設投資経費を確保することが可能な経営状況となる。5年後の令和12年度には再度審議会を開催し社会情勢等を鑑みた使用料金等の改定を実施する。



令和6年度までは実績額、令和7年度以降は料金の改定を考慮した見込みにより算出

(4) 組織の見通し

現在も人件費の削減を目途に最低限の人員で運営している。給水人口が減少したとしても給水エリアが減少することは当面無いので、施設の維持管理、料金の徴収など業務の内容は変わらないことから、今後も現状の体制での運営が必要となっている。

単位:人

	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度
管理職	1	1	1	1	1
技能職	0	0	0	0	0
事務職員	2	2	2	2	2
事務補助	1	1	1	1	1
合計	4	4	4	4	4

3. 経営の基本方針

【基本理念】

少子高齢化に伴う人口の減少、日常生活における節水意識の高まり、また節水型機器の普及等による水道料金の減収が予測される中、施設及び管路更新等多大な費用が必要となり経営環境は厳しくなっていくことが予想される。しかし生活基盤である生活用水の安定供給のため、「水道施設の計画的な整備と安全安心な水資源の確保」に努める。

【基本方針】

総務省が示した「経営戦略策定ガイドライン」により令和8年度から令和17年度までの10か年間の「只見町簡易水道事業経営戦略」を策定し、将来に向けた計画的な基盤の強化や経営の健全性向上に取り組む。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設整備の必要性和経営に与える影響を検証し、水道施設の長寿命化及び耐震化を図るため計画的な施設更新等を行う。また、限られた財源ではあるがより効率的な施設整備を行い事業費の平準化に努める。
-----	---

投資計画

事業名	事業計画年度	事業概要	内 容
只見統合簡易水道 社会資本整備総合交付金事業 (防災・安全交付金)	令和4年度～令和19年度	整備計画に基づき施設の整備を実施。主な内容は右の通り。	配水施設(只見、黒谷、小林地区) 老朽管布設替耐震化工事、舗装本復旧工事

・投資計画について、今後は老朽化に伴う施設の更新工事が中心となるが、隣接する施設及び設備の統廃合を検討しながら安定的な飲料水の供給に努める。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	料金収入について令和8年度12月から、収支不足、人口減少による料金収入の減、将来的な施設維持管理費、物価上昇率を見込んだ料金改定を行い経営の健全化を図る。また、企業債の返済期間についても支払利息の削減を図るため据置き期間を無くし償還期間の短縮を行い将来を見越した財源の確保を図る。 使用料金や経営内容については、有識者や使用者の方で構成する簡易水道事業運営審議会を5年ごとに開催し、経営内容の確認と料金の適正な設定を審議していただく。
-----	--

<p>収益的収入</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>ア 料金収入：令和8年度以降の料金収入については、令和8年12月からの新料金で見込まれる収入額で算出。</p> <p>(2) 営業外収益</p> <p>ア 他会計繰入金：公営企業繰出基準に基づき計上。</p> <p>資本的収入</p> <p>(1) 地方債：補助対象事業費に対し、補助交付金控除した額を計上する。 地方債利率は年2.2%、償還期間を20年(据置0年)、償還方法を半年賦元利均等償還。</p> <p>(2) 他会計補助金：公営企業繰出基準に基づき、地方債元金償還額の約1/2を計上。</p> <p>(3) 国庫補助金：社会資本整備総合交付金事業防災・安全交付金として対象となる事業に補助対象事業費の1/3以内の実交付予定額を計上。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>収益的支出</p> <p>(1) 営業費用</p> <p>ア 職員給与費：現在の担当職員が継続して担当するものとして給与費を計上。</p> <p>イ その他</p> <p>光熱水費：遠隔監視システム導入で、配水池の水位計測及びポンプの自動運転化等による消費電力の低減を図る。 電気代の契約会社の見直しを行い常に安価な電力会社から購入する。</p> <p>修繕費：施設老朽化に伴い年々増加傾向にあり、各施設の長寿命化対策を検討するとともに、施設修繕費用の平準化を図り計画的に実施してゆく。 また、継続的な漏水調査を実施し施設への過剰負荷低減及び有収率の向上に努める。</p> <p>その他の経費：直近3年間の平均値及び令和6年度決算見込額をもとに算定している。</p> <p>(2) 営業外費用</p> <p>ア 支払利息：既発行債及び投資計画に基づく建設改良地方債の利息支払額を計上。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

<p>・広域化に向けた取り組みについて 平成29年度から、福島県において「基盤強化・広域連携に関して検討する取り組み」が行われており、他市町村等との施設管理の共同化は、小規模な水道事業において効率的な運営が図れるため、引き続き模索してゆく。</p> <p>・実質収支(法適用)赤字解消に向けた取り組み 償還金の返済を要因とする赤字収支の状態が続いていたが、令和8年度から新料金体系での運営を行い、今後施設改修等の財源も含めた財政健全化を図る。</p>
---

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	効率的な運営に繋がり維持管理費等の削減が期待できるので、費用対効果を考慮しながら今後も広域化を模索する。
民間の資金・ノウハウ等の活用 ( PPP/PFI 等 の 導 入 等 )	一部業務で導入しているがその他の分野においても住民サービスの向上と事業運営の効率化を図ることができるか引き続き精査検討する。
アセットマネジメントの充実 ( 施設・設備の長寿命化等による投資の平準化 )	施設の老朽化や維持管理コストの削減を図るため施設の再整備及び投資計画の精査・投資費用の平準化に今後も取り組む。
施設・設備の廃止・統合 ( ダウンサイジング )	効率的、低コスト、安定的運営を念頭に置き、今後とも、近隣施設の統廃合やダウンサイジングについて継続検討する。
施設・設備の合理化 ( スペックダウン )	給水区域内における給水人口の減少等に伴い、既存施設・設備の処理能力を可能な限り無駄なく活用するため、給水区域の再編や施設の更新による低ランニングコスト化について検討する。
そ の 他 の 取 組	新たに事業を行う場合は、国の補助事業の活用や交付金措置、有利な起債の借入など適切な財源確保に努める。また、各種運営経費について常に削減可能性を模索し、節約するように取り組む。

② 財源についての検討状況等

料 金	経営資金不足を解消するため令和8年度12月から、収支不足、人口減少による料金収入の減、将来的な施設維持管理費、物価上昇率を見込んだ料金改定を行い健全な経営を図る。以後5年後に再度料金の改定等を検討していく。
企 業 債	企業債については支払い利率の上昇対策として、返済期間の短縮、据置き期間の削減を行い支払利息の削減を行うことで将来を見越した財源の確保を図る。
繰 入 金	基本的に基準に基づいた必要額を算出するものとし、相当する額の繰入れを実施する。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現在のところ遊休資産等はないが、今後、統廃合等により発生した場合は売却等を検討する。また電気代の削減を図るため地域資源の活用により小水力発電や太陽光発電等の検討を行う。
その他の取組	新たに事業を行う場合は、国の補助事業の活用や交付金措置の有利な起債の借入など適切な財源確保に努める。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	随時進捗管理を行いながら、年度ごとの決算状況により経営分析を行い、使用料金の改定の検討と共に、おおむね5年毎に本経営戦略の見直しを行う。
---------------------	--

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(令和8年度)									
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	61,422	63,068	77,693	87,819	86,853	85,898	84,953	84,018	83,094	82,180	81,276	80,382	
	(1) 料金収入	61,422	63,068	77,693	87,819	86,853	85,898	84,953	84,018	83,094	82,180	81,276	80,382	
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他の													
	2. 営業外収益	62,325	46,050	52,782	52,354	51,731	51,116	50,509	49,911	49,320	48,737	48,161	47,593	
	(1) 補助金	4,270	4,369	9,753	9,753	9,558	9,367	9,179	8,996	8,816	8,640	8,467	8,297	
	他会計補助金	4,270	4,369	9,753	9,753	9,558	9,367	9,179	8,996	8,816	8,640	8,467	8,297	
	その他の補助金													
	(2) 長期前受金戻入	41,172	41,634	42,842	42,414	41,989	41,570	41,154	40,742	40,335	39,932	39,532	39,137	
	(3) その他の	16,883	47	187	187	183	180	176	172	169	166	162	159	
	収入計 (C)	123,747	109,118	130,475	140,173	138,584	137,014	135,462	133,929	132,414	130,917	129,437	127,975	
	1. 営業費用	136,437	128,504	124,527	124,263	123,264	122,300	121,370	120,474	119,611	118,781	117,983	117,217	
	(1) 職員給与	8,637	8,980	7,781	7,859	7,937	8,017	8,097	8,178	8,260	8,342	8,426	8,510	
	基本給	4,146	4,185	3,719	3,756	3,794	3,832	3,870	3,909	3,948	3,987	4,027	4,067	
	退職給付	566	574	510	515	520	525	531	536	541	547	552	558	
その他の	3,925	4,221	3,552	3,588	3,623	3,660	3,696	3,733	3,771	3,808	3,846	3,885		
(2) 経費	51,426	43,338	41,273	41,686	42,103	42,524	42,949	43,378	43,812	44,250	44,693	45,140		
動力費	8,124	9,834	9,450	9,545	9,640	9,736	9,834	9,932	10,031	10,132	10,233	10,335		
修繕費	7,040	5,222	4,661	4,708	4,755	4,802	4,850	4,899	4,948	4,997	5,047	5,098		
材料費	849	3,520	2,346	2,369	2,393	2,417	2,441	2,466	2,490	2,515	2,540	2,566		
その他の	35,413	24,762	24,816	25,064	25,315	25,568	25,824	26,082	26,343	26,606	26,872	27,141		
(3) 減価償却費用	76,374	76,186	75,473	74,718	73,224	71,759	70,324	68,918	67,539	66,189	64,865	63,568		
2. 営業外費用	9,229	10,104	14,619	14,473	14,328	14,185	14,043	13,903	13,763	13,626	13,490	13,355		
(1) 支払利息	7,337	8,211	12,537	12,412	12,288	12,165	12,043	11,923	11,803	11,685	11,568	11,453		
(2) その他の	1,892	1,893	2,082	2,061	2,041	2,020	2,000	1,980	1,960	1,941	1,921	1,902		
支出計 (D)	145,666	138,608	139,146	138,736	137,592	136,485	135,413	134,377	133,375	132,407	131,473	130,572		
経常損益 (C)-(D) (E)	△ 21,919	△ 29,490	△ 8,671	1,437	992	529	49	△ 448	△ 961	△ 1,490	△ 2,035	△ 2,596		
特別利益 (F)	1,000													
特別損失 (G)	1,481													
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 481													
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 22,400	△ 29,490	△ 8,671	1,437	992	529	49	△ 448	△ 961	△ 1,490	△ 2,035	△ 2,596		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	19,019	△ 10,471	△ 19,142	△ 17,705	△ 16,713	△ 16,184	△ 16,135	△ 16,583	△ 17,544	△ 19,034	△ 21,069	△ 23,666		
流動資産 (J)	32,494	21,901	15,163	15,011	14,861	14,713	14,566	14,420	14,276	14,133	13,992	13,852		
うち未収金	13,475	3,000	3,000	2,970	2,940	2,911	2,882	2,853	2,824	2,796	2,768	2,741		
流動負債 (K)	105,331	73,924	73,924	73,185	72,453	71,728	71,011	70,301	69,598	68,902	68,213	67,531		
うち建設改良費分	74,316	69,813	69,813	69,115	68,424	67,739	67,062	66,391	65,728	65,070	64,420	63,775		
うち一時借入金														
うち未払金	30,534	3,000	3,000	2,970	2,940	2,911	2,882	2,853	2,824	2,796	2,768	2,741		
累積欠損金比率 ( (I) / (A)-(B) × 100 )	0.31	-0.17	-0.25	-0.20	-0.19	-0.19	-0.19	-0.20	-0.21	-0.23	-0.26	-0.29		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)	11,415	△ 11,045	△ 18,923	△ 18,734	△ 18,546	△ 18,361	△ 18,177	△ 17,996	△ 17,816	△ 17,637	△ 17,461	△ 17,286		
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	61,422	63,068	77,693	87,819	86,853	85,898	84,953	84,018	83,094	82,180	81,276	80,382		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)	0.19	△ 0.18	△ 0.24	△ 0.21	△ 0.21	△ 0.21	△ 0.21	△ 0.21	△ 0.21	△ 0.21	△ 0.21	△ 0.22		
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	11,415	△ 11,045	△ 18,923	△ 29,031	△ 28,077	△ 27,162	△ 26,285	△ 25,443	△ 24,636	△ 23,861	△ 23,117	△ 22,402		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	67,218	61,422	63,068	77,693	87,819	86,853	85,898	84,953	84,018	83,094	82,180	81,276		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)	0.17	△ 0.18	△ 0.30	△ 0.37	△ 0.32	△ 0.31	△ 0.31	△ 0.31	△ 0.30	△ 0.29	△ 0.29	△ 0.28		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 (令和8年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的 収入	1. 企業債	118,700	150,000	82,900	79,300	77,300	79,300	62,400	100,800	116,900	126,800	35,600	84,000
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	48,111	52,394	51,253	50,740	50,233	49,731	49,233	48,741	48,254	47,771	47,293	46,820
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	29,254	27,128	4,332	4,289	4,246	4,203	4,161	4,120	4,078	4,038	3,997	3,957
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他		59,000										
計 (A)	196,065	288,522	138,485	134,329	131,779	133,234	115,795	153,661	169,232	178,609	86,891	134,778	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	196,065	288,522	138,485	134,329	131,779	133,234	115,795	153,661	169,232	178,609	86,891	134,778	
資本的 支出	1. 建設改良費	164,583	240,000	89,621	83,600	81,600	83,600	66,600	105,000	121,000	130,900	39,600	88,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	74,740	74,315	69,813	69,115	68,424	67,739	67,062	66,391	65,728	65,070	64,420	63,775
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
計 (D)	239,323	314,315	159,434	152,715	150,024	151,339	133,662	171,391	186,728	195,970	104,020	151,775	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	43,258	25,793	20,949	18,386	18,245	18,105	17,867	17,731	17,495	17,361	17,129	16,998	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	19,018	20,438	20,642	20,849	20,640	20,434	20,230	20,027	19,827	19,629	19,432	19,238
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)	19,018	20,438	20,642	20,849	20,640	20,434	20,230	20,027	19,827	19,629	19,432	19,238	
補填財源不足額 (E)-(F)	24,240	5,355	307	△ 2,463	△ 2,395	△ 2,328	△ 2,362	△ 2,297	△ 2,332	△ 2,267	△ 2,304	△ 2,241	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	750,858	795,405	795,955	787,995	780,115	772,314	764,591	756,945	749,376	741,882	734,463	727,119	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 (令和8年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的 収支分		4,270	4,369	7,809	7,731	7,654	7,577	7,501	7,426	7,352	7,278	7,206	7,134
	うち基準内繰入金	4,270	4,369	7,809	7,731	7,654	7,577	7,501	7,426	7,352	7,278	7,206	7,134
	うち基準外繰入金												
資本的 収支分		48,111	42,472	48,253	47,770	47,293	46,820	46,352	45,888	45,429	44,975	44,525	44,080
	うち基準内繰入金	48,111	42,472	48,253	47,770	47,293	46,820	46,352	45,888	45,429	44,975	44,525	44,080
	うち基準外繰入金												
合 計		52,381	46,841	56,062	55,501	54,946	54,397	53,853	53,314	52,781	52,253	51,731	51,214

原価計算表

布設年月日 1956年 4月 1日  
 給水人口 3,262人  
 計算期間 自2026年4月至2036年3月  
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
料 金 (X)	67,565	67,565		67,565
給 水 装 置 工 事 費		0		0
そ の 他	21,152	5,783		5,783
合 計	88,717	73,348	0	73,348

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
取水・貯水及び導水費	人 給 料			0	
	件 諸 手 当			0	
	費 福 利 費			0	
	電 力 費			0	
	修 繕 費			0	
	用 水 費			0	
	減 価 償 却 費			0	
	そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0	
浄水及び送水費	人 給 料			0	
	件 諸 手 当			0	
	費 福 利 費			0	
	浄 水 用 薬 品 費			0	
	電 力 費			0	
	修 繕 費			0	
	減 価 償 却 費			0	
	そ の 他	1,664	1,664		1,664
小 計	1,664	1,664	0	1,664	
配水費	人 給 料			0	
	件 諸 手 当			0	
	費 福 利 費			0	
	電 力 費	8,937	8,937		8,937
	修 繕 費	7,744	7,744		7,744
	減 価 償 却 費	76,375	76,375		76,375
	そ の 他	20,718	20,718		20,718
	小 計	113,774	113,774	0	113,774
給水装置工事費	人 給 料			0	
	件 諸 手 当			0	
	費 福 利 費			0	
	材 料 費			0	
	そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
一 般 管 理 費	人 給 料	4,146	4,146	4,146
	件 諸 手 当	2,523	2,523	2,523
	費 福 利 費	1,378	1,378	1,378
	備 品 費			0
	消 耗 品 費	117	117	117
	通 信 運 搬 費			0
	光 熱 費	60	60	60
	修 繕 費	70	70	70
	公 課	25	25	25
	支 払 利 息	7,336	7,336	7,336
	減 価 償 却 費			0
	そ の 他	2,294	2,294	2,294
	小 計	17,949	17,949	0
合 計 (Y)	133,387	133,387	0	

資 産 維 持 費 ( Z )

料 金 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )

133,387

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =$$

0.51

<料金水準についての説明>

昭和31年度から当町の簡易水道事業が開始され、以後、4度の料金改定が行われ、直近では令和2年度に料金の改定がなされ現在に至っている。令和6年度から公営企業会計に切り替えを行い、同年度の決算状況を踏まえて、令和7年度に簡易水道事業運営審議会を開催し経営状況の確認と今後の料金等の改定を検討した。収益的収支では黒字となっているが資本的収支において企業債の償還金が増大しているため赤字となっている。会計全体の収支としては赤字となっていることから現状の料金収入では経営が困難な状況であることが確認された。この経営資金不足を解消するため令和8年度から収支不足、人口減少による料金収入の減、将来的な施設維持管理費、物価上昇率を見込んだ料金改定を行い健全な経営を図ることとした。今回の改定により今後5年程度は維持管理経費や建設投資経費を確保することが可能な経営状況となる。5年後の令和12年度には再度審議会を開催し社会情勢等を鑑みた使用料金等の改定を実施することとしている。

令和8年度使用料の変更内容

基本料金：現行1,200円/月⇒令和8年12月以降1,700円/月

超過料金：現行150円/m<sup>3</sup>⇒令和8年12月以降200円/m<sup>3</sup>

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。